

## 第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて

## &lt; 1 &gt; 見直しにあたって

## 1. 見直しの趣旨

- ・人権行政基本方針については、計画期間が令和 12 年度までであることから、基本理念・基本方針については変更しない。付随して記載のある現状や課題といった項目は現在の状況に即して修正・追加を行う。
- ・人権行政推進プランについては、計画期間が令和 7 年度で終了することから、現在の社会情勢及び住民の意識に対応した内容に見直す。

## &lt; 2 &gt; 見直しの基本的な考え方

## 1. 位置づけ

- ・太子町人権尊重のまちづくり条例の町の責務及び町民の役割を明確にするとともに、現在策定中の第 6 次太子町総合計画を上位計画とし、その他の個別計画・方針の内容との整合性を図る。

## 2. 期間

- ・人権行政基本方針  
令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年
- ・人権行政推進プラン  
令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年

## 3. 見直し方法

- ・人権尊重のまちづくり審議会からのご意見
- ・住民意識調査（令和 7 年 6 月）
- ・関係団体ヒアリング調査（令和 7 年 5 月）
- ・パブリックコメント（令和 8 年 1 月）

## &lt; 3 &gt; 審議会のスケジュール

令和 7 年 6 月：人権行政推進プランの取組

第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（骨子）

令和 7 年 9 月：住民意識調査報告

関係団体ヒアリング調査報告

第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（素案）

令和 7 年 12 月：第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（案）

令和 8 年 3 月：パブリックコメント報告

第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（最終案）